

第6章

モザンビークにおける土地法の運用と政治力学

網 中 昭 世

はじめに

モザンビークにおける土地制度改革は、モザンビーク民族解放戦線（Frente de Libertação de Moçambique: FRELIMO）とモザンビーク民族抵抗（Resistência Nacional de Moçambique: RENAMO）による紛争（1977～1992年）終結後の平和構築と民主化のなかで同時並行的に進められた。モザンビーク政府が民主化後初めて発表した1995年の「国家土地政策」（Política Nacional de Terras, Resolução n.º 10/95）は、土地に対する権限の確立を通じて、国民ならびに投資家に土地資源の利用を保証し、両者のあいだにパートナーシップを構築するために、土地用益権の移譲のための原則づくりを行うことを改革の方針としている。

海外直接投資を経済復興の呼び水とするという方向性は、政府が1984年に世界銀行（以下、世銀）と国際通貨基金（International Monetary Fund: IMF）との交渉を経て1987年に構造調整政策を導入して以来の既定路線である。そのために投資の対象となる土地資源の管理に対して世銀をはじめとする国際的ドナーの政策は大きく影響を及ぼしている（Burr 2005; de Renzio and Hanlon 2007; 井上 2016）。主導的ドナーである世銀の土地政策の方針は、1990年代以降、農村部の土地に対する個人的な所有権を確立することで土地を担保とした貸付を可能にし、農民の資金調達を可能にして貧困削減に資するというも

のである。その一方で、アフリカにおける共同体的所有という慣習的制度が土地なしの貧困を回避させる役割を担うことを認めている（本書序章）。

こうした国際的な土地政策の潮流に乗り、社会主義期以来の土地法を改正した現行法が、農村部の土地資源の管理に関する1997年の「土地法」(Lei de Terras, Lei n.º. 19/97) および1998年の「土地法細則」(Regulamento da Lei de Terras, Decreto n.º. 66/98)、そして2000年の「村落境界画定に関する技術的付録」(Anexo Técnico para a Delimitação das Terras das Comunidades, Diploma Ministerial n.º. 29-A/2000)である⁽¹⁾。一連の法律は土地の所有権は国家に帰属することを旧法から引継ぎ、土地の売買を禁じた一方で、公用地を除く土地は、個人・法人のほか、新たに村落共同体 (comunidade)⁽²⁾が土地用益権 (direito de uso e aproveitamento de terra: DUAT⁽³⁾) 証書を取得することを認めた。そして、人口のおよそ7割が居住する農村部の村落地に関して農民の慣習的用益権を認め、初めて境界画定に関する細則を設けた。なお、村落共同体やそれに属する個人による DUAT の取得は義務ではなく、DUAT を取得せずとも用益権が認められている。

土地法の成立当初、村落地における土地資源の管理と土地紛争に関して「慣習的な規範と実践」(normas e práticas costumeiras)に基づく慣習法が適用されたという先進性と、国民に開かれた討論を経たという参加型のプロセスは、紛争終結後の民主的社会のあり様を体現し、ドナーのみならず、民主化の過程で成長して議論に参加してきた国内の市民社会からも高い評価を得てきた (Tanner 2002)。それにもかかわらず、近年のモザンビークでは大規模かつ商業的な土地取引がアフリカ地域のなかでも極めて多く、土地収奪を引き起こしていると批判されている (本書序章、ならびに Oakland Institute 2011; Muianga 2015)。こうした状況が発生する原因として、政策立案者らは DUAT を申請する投資家と、土地の用益権をもつ村落共同体とのあいだに存在する法的リテラシーの圧倒的な格差を指摘している。そして法的リテラシーの格差を解消するため、農村部で土地法を普及させる実務補助員を養成するという対策をとっている (Tanner and Bicchieri 2014)。

たしかに法の普及が極めて不十分なことは事実だが、モザンビークで発生する土地紛争の根底にある問題は、法が普及すれば解決されるという技術的なものにとどまらない。より深刻な問題は、国家が民主化後の地方分権化という体裁をとりながら、実際には上意下達の政治権力構造のなかに村落行政機構を位置づけたことによって、民主的な意思決定や公正な利益の分配がより困難になっているという点にある。モザンビークの場合には、国家が土地資源の管理に慣習的な要素をとり入れて国家と村落社会の関係を再構築したことで、その傾向がますます強まったと考えられる。これはまさに武内(2015, 265)が指摘するとおり、土地資源の管理を通じた農村部の統治を政治権力構造と切り離して技術的な問題として扱うことの危険性を示している。

そこで本章では、土地法の運用に際して発生する問題の一因が村落レベルにまで浸透した政治権力構造にあることを示したい。第1節では、慣習法を司るとされる「伝統的権威」(autoridade tradicional)が土地法を運用するうえで重要な「共同体権威」(autoridade comunitária)の一員として復権する過程をみることで、村落社会の政治権力構造の成り立ちを確認する。第2節では、土地法の制定後もさらなる改革と性急な運用を要請する国際的状况を示す。そして第3節では土地制度改革に対する国際的な要請が集中する一方で、政治権力構造の特徴が最も顕著にみられるであろう与野党競合地域としてナンブラ州(Nampula)を本章の調査地に設定し、ナンブラ州モナポ(Monapo)郡の調査村におけるローカルな政治力学に照らし、土地法の運用上の問題点を提示する。

第1節 土地資源の管理と再集権化

1. 「伝統的権威」の復権と国内の政治力学

土地法に関して慣習にのっとり土地資源の管理を行う「伝統的権威」レグ

ロ (régulo)⁽⁴⁾はキー・パーソンであるが、レグロ自体が歴史的に政治性をはらむ存在である。レグロはこれまでも植民地行政に利用され、独立後の社会主義期には FRELIMO 政権によって権威を剥奪され、内戦時には FRELIMO 対 RENAMO の複雑に入り組んだ勢力分布によって支持政党の傾向が分かれてきた。さらに民主化後には、地方分権化や開発行政の文脈のなかで2000年の「国家行政機構と共同体権威の接合に関する布告」(Formas de articulação dos órgãos locais do Estado com autoridades comunitárias, Decreto n.º. 15/2000)によって村落行政を担うために新設された「共同体権威」の一員として国家に承認されている。とりわけ内戦末期からこの2000年の布告に至る政治過程は以下で詳述するとおり、民主化後の FRELIMO と RENAMO 双方の関心を映し出している。

内戦終結を見越した1991年から、フォード財団 (Ford Foundation) や米国国際開発庁 (United States Agency for International Development: USAID) が資金を拠出し、国家行政省 (Ministério da Administração Estatal: MAE) がレグロの社会的位置づけに関する調査プロジェクト「分権化と伝統的権威」(Descentralização e Autoridade Tradicional) (1991~1998年) を実施した (Serra 2014)。この時期には1998年に第1回地方選挙、1999年に第2回国政選挙が行われ、土地法とそのなかでの「伝統的権威」レグロの役割は選挙の争点の1つとなっていた。1997年時点の国民議会における審議で RENAMO は、過去において FRELIMO が「伝統的権威」の権限を剥奪してきたことを指摘し、私有権の確立に賛成すると同時に「伝統的権威」の権限の拡大を支持していた。これに対して FRELIMO は当初「伝統的権威」も利己的な行動により、必ずしも農民の守護者とはなり得ないと否定的な見解を示していた (AIM 1997; Kloeck-Jenson 2000)。

しかし、「伝統的権威」の復権に対する FRELIMO の否定的立場は、1999年の大統領選で FRELIMO 候補のシサノ (Joaquim Chissano) と RENAMO 候補のデュラカマ (Afonso Dhlakama) の得票率が4.6%の僅差となったことで「伝統的権威」の復権を擁護する立場へと大きく変化した。農村部で敗北し

た FRELIMO は、「伝統的権威」の権力を強化して支持を得ることで「伝統的権威」の集票力を利用することが重要だという認識を強めた。このような集票はすでに RENAMO が実践していた手段であり、両党ともにそれぞれが政治的利害関係にある「伝統的権威」を国家の行政機関の末端部として組み込むことで支持基盤の強化を図るという点では利害が一致していた。

こうして翌2000年の「国家行政機構と共同体権威の接合に関する布告」によって、「伝統的権威」レグロは「共同体権威」の一員として公的に承認された。ただし、同じ布告によって、社会主義時代の村落レベルの行政執行機関である事務局長 (secretário) や、FRELIMO 軍・国軍の退役軍人や除隊兵士がその多くを務める集落の代表者「コミュニティ・リーダー」などが同じく「共同体権威」となったことは重要である。つまり、「共同体権威」の実態は村落行政における政治任用である⁽⁵⁾。

なお、2000年の布告によって定められた「共同体権威」の役割は次のようなものである。それは州・郡レベルの行政機関との合意のもとで社会秩序の維持、共同体裁判所との連携、道路や給水施設の建設・管理、生産地域の拡大のための住民の動員と組織化、公衆衛生環境の改善、自然資源の持続可能な利用に関する市民教育、納税への動員と組織化、初等教育普及のための啓蒙、法令の普及といった役割である。

さらにこの「共同体権威」は2003年に法的に定められた村落行政に関する共同体諮問評議会 (Conselho Consultivo de Povoação e de Localidade) の中核的な構成要素と位置づけられ、2005年には国章の使用が認められ、給与と制服が支給されることになった (Lei n.º. 8/2003, Decreto n.º. 11/2005)。ただし、「共同体権威」を中核とする共同体諮問評議会も、全体の構成としては明らかに FRELIMO 支持者が多数を占めている。そのなかにあって、土地関連法の整備によって、土地資源の管理に関して慣習に基づいた判断を下すことが期待されることになったレグロの政治的立場が大多数の構成員とは異なる場合、土地法の運用にどのような差異が現れるのかは、第3節で検討する。

以上の経緯から、モザンビークの国内政治の観点に立てば、土地制度改革

に際して慣習法の役割を認めるという国際的な潮流が農村部における政治的影響力を深化・拡大するうえで利点を見い出されていたといえよう。結果的に、国家に接合された共同体諮問評議会や「共同体権威」の構成には、当該共同体が FRELIMO と RENAMO のあいだで辿ってきた紆余曲折の政治過程がそのまま投影される。この事実をふまえたうえで、その政治権力構造が土地法の運用に及ぼす影響を理解する必要があるだろう。しかしながら、こうした国内の政治過程は、次節でみるように、土地資源の管理を主導する国際的ドナーによる政策立案に際して十分に考慮されているとは言い難い。

2. 土地法における「共同体権威」の位置づけ

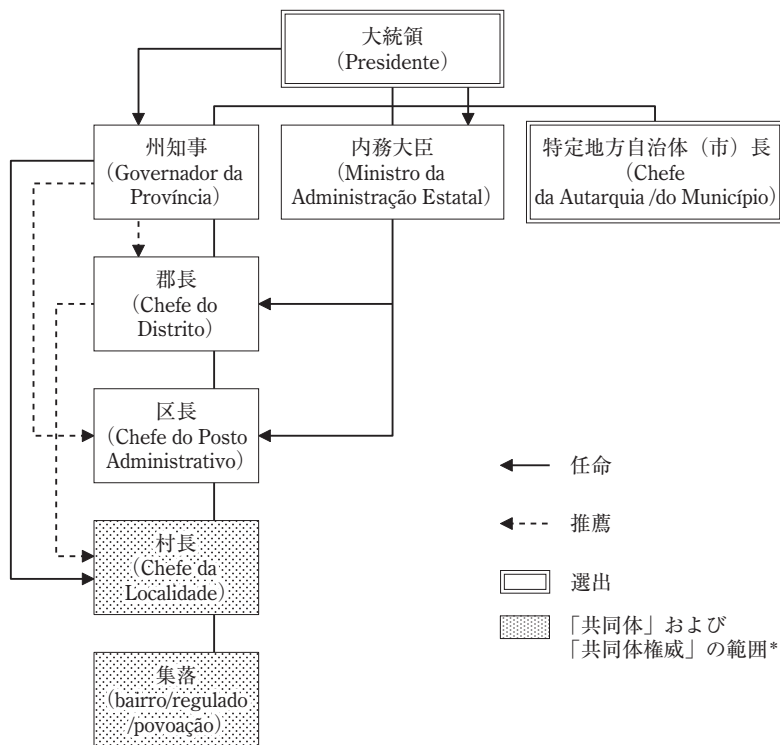
土地関連法が運用段階に入り、DUAT の取得申請に際してしばしば問題が顕在化するのが、行政が対象地域の村落の住民やその代表者と直接接点をもつ共同体コンサルテーションの段階である⁽⁶⁾。コンサルテーションの運営主体である共同体諮問評議会は、1998年の土地法細則と2000年に「村落地境界画定に関する技術的付録」のなかで想定された組織が2003年・2005年に具体的に法制度化され、設置されたものである (Lei n°. 8/2003, Decreto n°. 11/2005) (Forquilha 2010)。コンサルテーションの運営主体となる共同体諮問評議会の議長は郡長が務める。そして共同体諮問評議会の構成員である「共同体権威」に含まれるのは、往々にして支持政党が FRELIMO・RENAMO に二分される「伝統的権威」レグロ、FRELIMO 支持者である村落レベルの事務局長とコミュニティ・リーダーなどである。前述のとおり、事実上の政治任用にあたる「共同体権威」が中立的に公共の利益に資する存在であるかのように村落行政を担い、結果的に利益の配分が極めて政治的に行われるという弊害は、すでに指摘されてきた (Orre e Forquilha 2012)⁽⁷⁾。

DUAT の申請に際しては、まず、コンサルテーションの対象となる共同体を特定するために、DUAT の申請の対象となる土地の画定が行われる。1998年の土地法細則によると、民間資本による DUAT の申請に対して、当該行

政機関、土地登記機関が対象となる共同体の合意のもと、申請者が共同で事前に当該 DUAT の対象となる土地の区画を特定し、土地所在地の概要と地図を含む陳述書を作成することを求めている。その際には、ジェンダー、年齢など、属性の異なる成員グループの代表者を含む住民が参加することを通じて、該当する土地の歴史、文化および社会構造、土地およびその他の自然資源の活用と諮問・紛争解決のメカニズムといった情報が提供され、盛り込まれることになっている。そして境界画定の申請書類には、続く共同体コンサルテーションの概要と同様に、共同体の公的集会で選出された共同体の成員最少3人、最大9人の署名が求められ、実際にはこの役割を「共同体権威」が担うことになる。この土地の区画の特定に続いて、対象となる共同体に対するコンサルテーションが行われる。共同体コンサルテーションの目的は、対象となる領域の人々に対して土地の用益権の移譲によって生じ得る利益と不利益についての情報を提供し、意見聴取を行うことである。

しかし、村落行政を担う共同体権威および共同体諮問評議会それ自体、極めて中央集権的な指揮系統に組み込まれている。モザンビークにおける行政機構長の任命経路では、以下の図6-1に示すとおり、大統領が州知事および内務大臣を任命し、州知事の推薦に基づき内務大臣が郡長および区長を任命することになっている。さらに郡長の推薦に基づき、州知事が村長を任命する。つまり、中央政府から指揮系統が一貫した地方行政の末端として共同体諮問評議会や「共同体権威」を設定することで、中央における政治的対立が村落レベルにおいて容易に波及する構造となっている。村落レベルの意思決定機関を設定することで地方分権化の体裁をとりながら、政治的影響力を強化すべく集権化を促したのが実態である。

図6-1 行政機構と任命経路



(出所) Lei n.º 8/2003に基づき筆者作成。

(注) 2000年に新設された枠組み「共同体権威」は、世襲制である「伝統的権威」レグロのほか、もともとは社会主義時代の行政執行機関である常設の事務局長 (secretário)、多くが FRELIMO 軍・国軍の退役軍人が務めるコミュニティ・リーダーなどで構成される。

*1997年土地法と2000年「国家行政機構と共同体権威の接合に関する布告」(Decreto n.º 15/2000) が定義する「共同体」および「共同体権威」の対象範囲。

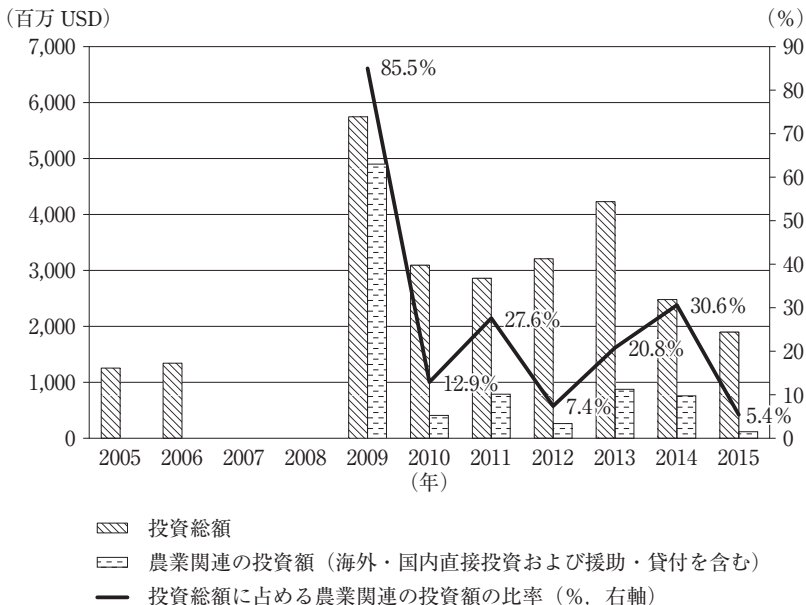
第2節 土地制度改革をめぐる国際的潮流とモザンビーク

モザンビーク政府は1995年に発表した国家開発計画に即して、農業省が土地を含む資源管理を通じて小農の資源へのアクセスを保護し、その生産性を高めることを目標とした「農業開発計画1998～2005年」(Programa de Desen-

volvimento da Agricultura: PROAGRI 1998-2005) を実施した。だが、2007年から2008年にかけての世界的な食糧価格の高騰を受け、農業政策の志向性は大規模農業投資へと転換した。2008年には農業省が「モザンビークにおける緑の改革戦略」(Estratégia da Revolução Verde em Moçambique) を発表して農業投資の受入れをいっそう促進した結果 (MINAG 2008), その直後の農業分野に対する投資額は図6-2に示すとおり高く、2009年の投資総額に占める農業関連の投資額の比率は85.5%にもおよび、それ以降の年と比較しても突出している。こうした状況のなかで植物燃料の栽培を中心とした土地用益権の取得申請が急増する一方、投資家の契約不履行といった問題が顕在化した。頻発する土地問題に対するモザンビーク政府の認識も高まり、政府はDUAT発行に慎重を期すために2009年末から2011年10月まで1000ヘクタールを超える大規模なDUATの発行を停止した (Oakland Institute 2011)。

政府はその間に大規模農業だけでなく、中小規模の商業的農業の振興も含めるよう農業政策に修正を加え、共同体コンサルテーションの実施回数を増やすなど、手続きを見直した。同時期の2010年には世銀が『責任ある農業投資のための基本原則』(Principles for Responsible Agricultural Investment: PRAI) を発表し、それに続く形でモザンビーク政府がDUATの発行を再開した2011年に、政府はFAOの技術・資金協力によって農業省が2007年から策定していた「農業部門開発戦略計画2011~2020年」(Plano Estratégico de Desenvolvimento do Sector Agrário: PEDSA 2011-2020) を発表している。PEDSAの内容にPRAIが明示的に反映されているわけではないが、いずれの策定にもFAOがかかわることから、FAOおよびモザンビーク農業省の政策立案者らはPRAIによる国際的な共通認識が形成されることを期待し、それに続く形でPEDSAを発表したものと考えられる。PEDSAの目標は、食糧安全保障、栄養改善および世界的農業市場への参画に持続的に対応し得る競争力と持続性を兼ね備えた農業部門の改革とされている。そして、その内容には土地利用計画を含む水、漁場、森林といった資源管理の改善が含まれ、土地については村落地を保護するために登記を推奨している。さらに民間部門の拡大に

図6-2 モザンビークでの総投資額に占める農業関連投資額の推移



(出所) INE (2006; 2007; 2011-2014a, 2015a; 2016) より作成。

(注) 2007年および2008年に関してはいずれのデータも得られていない。

ともない、植物燃料原料の生産が重視されているほか、中小規模農家の支援として、国際的な需要が拡大する大豆、カシューナッツ、ゴマなどの個人もしくは組合との契約栽培を挙げている (MINAG 2011)。

モザンビーク政府は同時期にドナーから土地法のさらなる改革を求められている。USAID は土地を担保とした融資を可能とし、DUAT そのものの売買を可能にすることをモザンビーク政府に要求している (USAID 2007; 井上 2016)。さらに米国を含め2012年の主要国首脳会議 G8 で立ち上げられた援助枠組み「食糧安全保障および栄養のためのニュー・アライアンス」(New Alliance for Food Security and Nutrition—以下、ニュー・アライアンス)⁽⁸⁾において、モザンビークは農業開発の潜在性が高いとみなされた対象国アフリカ10カ国に含まれている。ニュー・アライアンスでは主要ドナー7カ国が対象国と国

別協力を行うが、モザンビークを担当するのは米国と日本である。対する日本は食糧価格の高騰直後から北部のニアサ（Niassa）州、カボ・デルガド（Cabo Delgado）州、ナンプラ州を対象とする「日本・ブラジル・モザンビーク・三角協力によるモザンビーク熱帯サバンナ農業開発プロサバンナ」（PROSAVANA-JBM）計画を検討しており、2015年4月にPEDSAをふまえて作成したマスタープランを公表した。これと歩調を合わせるかのように、2015年6月にはUSAIDも同地域を対象とした食糧安全保障の推進のためにブラジルとの連携を発表した⁹⁾。

さらに、モザンビークでは土地・環境・村落開発省（Ministério da Terra, Ambiente e Desenvolvimento Rural: MITADER）が2016年に「農業・天然資源景観管理プロジェクト」（Agriculture and Natural Resource Landscape Management Project）を策定した。これは世銀による投資プロジェクトの影響を受ける脆弱な立場にある人々と環境を守るための環境・社会政策を見直し、強化することを目的とし、世銀が新たに設定した援助枠組み「環境・社会管理枠組み」（Environmental and Social Management Framework: ESMF）に沿って借入れ各国が策定を義務づけられた各国版である。その内容は、土地の境界画定を通じて村落地ならびに私有地の権限を強化し、村落および個人が土地を必要とする投資家との交渉能力を高め、さらに非自発的住民移転に伴う補償および法整備の費用を負担するというものである。具体的にモザンビークについては、2015年から2019年までのあいだに北部ナカラ（Nacala）開発回廊に位置するザンベジア州およびナンプラ州の一部を対象におよそ450カ村のうち270カ村、50%以上の村落地の境界画定をめざし、村落レベルでの土地利用計画の策定を支援することが盛り込まれている（MITADER 2016）。2017年現在、これに従って村落地の境界画定と登記が進められている。

上述のとおり、モザンビークでは国際的な要請が圧力となって急速な法整備と運用が進められ、それは現在も進行中である。この状況を1995年以來の国家の経済開発の方針に照らせば、投資を呼び込み、マクロ経済成長を達成する原動力となってきたことは確かである。しかし、その一方で、村落地に

暮らす大多数の国民の生存にかかわる土地資源の管理のあり方次第では、ミクロな村落の現場から経済成長の大前提となる社会秩序の安定を揺るがしかねない。2012年以降の RENAMO の武装勢力と国軍の武力衝突をめぐる和平合意交渉の過程でも土地資源の管理は争点の1つとなっており、RENAMO が土地資源を管理する権限の一部を大統領によって任命される州知事ではなく、選出議員が構成する州評議会へ委譲すること、資源管理を通じて得られる税収の一部を州政府の財源とすることなどを要求している (MNRC 2015; 網中 2017)。こうした RENAMO の要求は、土地資源の管理にとりわけ顕著に表れる集権化に対する反発であり、直近の2014年の国政選挙でも支持を回復するなど、一定の支持を得ていることは看過すべきではない。

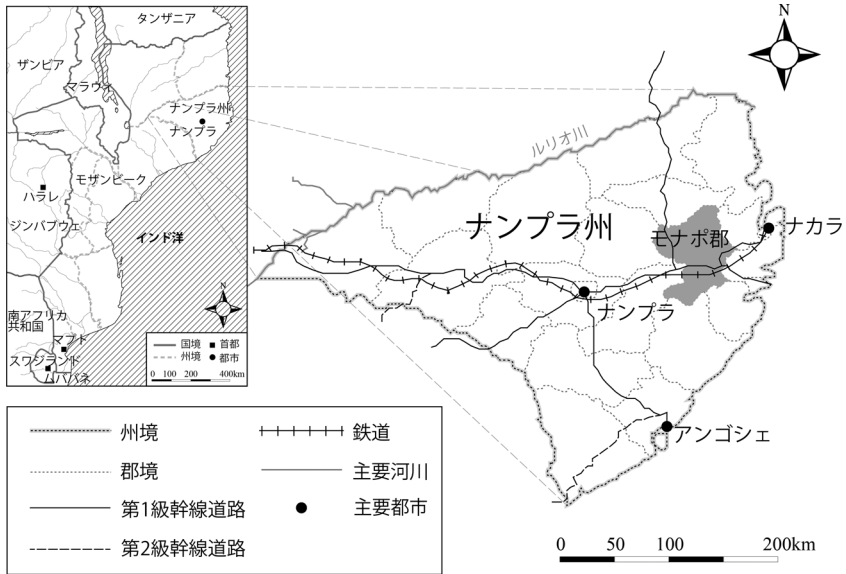
第3節 ナンプラ州モナボ郡の今日的状況

1. 社会構造と土地利用の変化

本節では、土地資源の管理に対する国際的な要請が集中する一方で、与野党競合地域であることから政治権力構造の特徴が最も顕著にみられるであろうナンプラ州に注目する。調査地であるナンプラ州モナボ郡は図6-3に示すとおり、東アフリカ有数の水深を誇るナカラ港から州都ナンプラを經由してマラウイ、ザンビアへ至るナカラ開発回廊の第1級幹線道路上に位置する。そのため、ナンプラ州内でも比較的アクセスがよい地域ではすでに複数の農業投資が行われている。以下では、まず調査地の農地の主たる耕作者である住民の社会経済的環境と土地の利用状況について概観する。

人口密度の推計は2017年で全国平均1平方キロメートル当たり34人、ナンプラ州の人口密度64人に対してモナボ郡の人口密度は109人と高い (INE 2014b)。識字率はナンプラ州全体で42.7%だが、男性が56.2%であるのに対して女性は25.3%と男女間の格差が著しい (INE 2011)。平均的な世帯構成は

図6-3 ナンプラ州モナボ郡



(出所) 筆者作成。

成人3人を含む5人で98%の世帯主が男性であり、世帯主の職業は7割から8割が農民、平均就学歴は初等教育2年である (Strasberg and Kloech-Jenson 2002)。営農規模をみると、全国レベル同様にナンプラ州の耕作面積の9割以上が10ヘクタール以下と小規模である。国内でも南部と比較するとナンプラ州は農業外収入を得る機会が少なく、国内総生産の平均額は388USDと南部州の1/3程度であり、生計を維持するうえで農業の重要性は極めて高い (INE 2010; 2012; 2015b)。小農による農地利用についてみると、元来の植生は森林・雑木林地帯、草地である。これを開墾し、土壌保全・改良策として有効であるだけでなく、労働節約的であることから、豆、落花生といったマメ科の窒素固定作物とメイズ、ソルガムなどの穀物あるいはキャッサバなどの塊茎植物との混作が行われ、化学肥料の利用はほとんどみられない。保有されている家畜は、家禽とヤギといった小型家畜が中心で放牧地としての土地

の利用はなく、牛耕も行われていない。よって農地の開墾や耕起作業は基本的に小農世帯内の労働力に依存している。こうした営農形態が主流であった地域に対して植民地期に換金作物栽培が導入され、その生産形態は、次の3つの点で今日まで影響を及ぼしている。

第1に、植民地期に接収され、綿花栽培区域と指定された土地が今日まで残存し、次項で詳述するとおり、近年の国内外からの投資の対象となる商業的農業開発の足掛かりとなっている。また、調査地であるモナポ郡でも2014年には植民地期の特許会社に起源をもつ企業が資本の一部をなすバナナ・プランテーションを開き、現在およそ2400ヘクタールで生産を行っているほか、南アフリカ資本からなる同じ系列企業X社が各450ヘクタールからなる区画2カ所で試験的に大豆、カシューナッツの生産を開始している¹⁰⁰。換金作物栽培のために植民地期に接収された土地は、慣習法が適用される村落地のなかに偏在し、その土地利用に重要な役を担ってきたのが、つぎに述べるレグロである。

第2に、綿花栽培区域にかかわる土地資源や労働力の動員と生産管理に、レグロを仲介役とする手法が現代も踏襲されている。綿花は1930年代に導入されて以来、綿花会社が綿花栽培区域を5~6ヘクタールの区画に分割し、レグロを通じて小農に割り当てて、食糧および綿花最低1ヘクタールを生産させた。綿花会社の経営主体は、植民地期、社会主義期、民主化後と幾度となく変化しているが、農民に綿花の播種、買い付けの時期といった情報を伝達し、種子および殺虫剤、出荷用の麻袋の配布等を行い、播種、除草、収穫の時期をレグロに監督させるという手法は受け継がれている（Pitcher 1998; Dinerman 2001）。

第3に、換金作物の生産は農民の土地用益権に対する認識を変化させた。綿花栽培区域では食糧生産は禁じられてはいなかったものの、農民は過去に接収され、割当区画が変更される可能性のある土地では永年作物を栽培せず、損失の比較的少ない単年作物のみを生産している。その結果、1995年時点でモナポ郡の慣習地では永年作物のカシューナッツの100%、単年作物の食糧

の90%、同じく単年作物の綿花の60%が生産されていたのに対して、綿花栽培地区では単年作物の食糧の10%、綿花の40%が生産されていた (Strasberg and Kloeck-Jenson 2002)¹¹⁾。別の視点からみれば、永年作物の栽培は、その土地において農民が土地用益権をもつと認識する指標になる。次節の事例1に示されるのは、これが侵害される事例である。

さらに、これまでの土地利用の変化に加え、2000年代以降はゴマ、大豆といった新たな換金作物が導入され、綿花に代わりつつある。たとえば、国レベルでも綿花の栽培面積は2000年の7万518ヘクタールから2010年の2万2445ヘクタールに減少している一方で、それまで栽培されていなかったゴマの栽培面積が2万8513ヘクタールへと大幅に増え、さらに4ヘクタールとわずかながら大豆が加わっている。ゴマの生産は全国レベルでも95%以上、大豆の81%以上が耕作地面積10ヘクタール以下の小農による生産であり、ナンブラ州におけるこれらの生産も小農によるものが主流である (INE 2001; 2011)。これは第2節で言及した PEDSA に先行し、国際的な需要が拡大する換金作物の契約栽培が拡大していること意味している。いずれも食糧とはいえ生産者であるモザンビークの小農の食糧ではなく、輸出を志向したものである。これが、綿花栽培区域で生産されているものか、あるいは慣習地で生産され、拡大の傾向にあるのかは今後も継続した調査が必要である。

2. 土地法の運用と政治的磁場

ここまではナンブラ州の全般的な土地の利用状況のみをみてきたが、以下では、ナンブラ州モナポ郡モナポ地区およびイトクロ (Itoculo) 地区の2つの調査村における土地紛争について検討する¹²⁾。モナポ郡はモナポ、イトクロ、ネティア (Netia) の3つの地区で構成されている。各地区はさらに複数の村落および集落から成り立っているが、調査村はいずれもそうした村落の1つである。

まず、独立以降のモナポ郡の政治的な位置づけをみると、社会主義初期の

農業政策が失敗した後、1986年から1987年にかけて、FRELIMO 政府が経済開発・軍事防衛という観点から開発プログラムが優先的に実施された4つの郡のうちの1つであった。しかし、それが必ずしも FRELIMO の支持獲得につながったわけではなかった。モナボ郡は国内でも人口密度が高い郡の1つであり重要な票田だが、以下の表6-1に示すとおり、内戦終結直後1994年の FRELIMO の得票率は3割に満たず、2009年の選挙で RENAMO が大敗するまでは RENAMO が複数回勝利していた地域である。

FRELIMO の支持獲得をねらった2000年の「共同体権威」に関する布告、2003年・2005年の共同体諮問評議会の設置に関する法律を受けて、モナボ郡では2005年に「共同体権威」の名簿が作成されている。それによると2005年時点で「共同体権威」の一部である伝統的権威として合計42人が国家行政省によって認知され、そのうち34人（うち、32人がレグロ、2人が女王(rainha)）が名簿に登録されているが、残る8人に関しては登録されていない(MAE 2005)。このうちの女性2人は、地縁・血縁集団の長ムエネ(muene)¹³⁾である可能性があるが、それは「共同体権威」全体のうちのごく少数にとどまっている。

なお、2012年以降、2017年現在まで北中部州を中心として、モナボ郡に隣

表6-1 国民議会選挙における FRELIMO および RENAMO の得票数

	1994年		1999年		2004年		2009年		2014年	
	FRELIMO	RENAMO	FRELIMO	RENAMO	FRELIMO	RENAMO-UE	FRELIMO	RENAMO	FRELIMO	RENAMO
全 国	44.3	37.8	49.0	39.0	62.0	29.8	74.7	17.7	56.0	23.5
ナンブラ州	32.3	48.9	39.2	44.0	50.0	39.5	63.7	27.3	44.6	44.3
ナンブラ市	43.8	44.6	51.0	41.6	54.4	39.1	74.6	23.0	-	-
モナボ郡	22.5	55.7	25.0	54.1	41.0	46.6	59.7	31.9	-	-
モナボ地区	25.3	48.3	28.0	52.1	37.0	51.2	63.1	30.5	-	-
イトクロ地区	29.7	51.1	28.1	52.1	31.5	54.4	54.3	35.4	-	-

(出所) Resultados Eleitoral より作成 (<http://www.iese.ac.mz/eleicoes-resultados/>)。

(注) 2009年以前のデータでは全投票所のデータが取得できるが、直近の2014年選挙データは全投票所から抽出した1割のデータにとどまり、本章の調査対象地域に特定した数値は得られなかった。

接する他郡も含めた広い地域で RENAMO の武装勢力による行政施設や鉄道に対する襲撃、村落のコミュニティ・リーダーなども含む政党関係者の殺害事件が頻発しており、村落レベルでも緊張が高まっている。

2つの調査村はどちらも植民地期に労働力調達効率化を目的とした集村化に起源があり、領域内に綿花栽培区域が存在するだけでなく、1997年土地法施行以降に同一の民間企業 X 社による農業投資の対象となっているという点で共通の要素がある。そしていずれの村でも「共同体権威」にはレグロが含まれる一方で、A村のレグロは FRELIMO 支持者であり、B村のレグロは RENAMO の支持者である。そのため、農村社会の末端の権力構造のなかでレグロの政治的属性に起因してどのような政治力学が働くのかを比較するために選定した。なお、2000年の「国家行政機構と共同体権威の接合に関する布告」でレグロが改めて国家に承認されたのち、A村のレグロ OM は2002年に、B村のレグロ JJ は2004年にモナボ郡役場に登録され、2005年に国家行政省が作成したモナボ郡の社会経済開発状況に関する報告書の「共同体権威（伝統的権威）」の名簿には OM、JJ どちらの名前も記載されている。同報告書は、2003年に共同体諮問評議会が法的に設けられ、2005年にその構成員に対する制服・給与の支給が決定されたことを受け、共同体諮問評議会を村落行政・農村開発の中心的な担い手と位置づけ、郡レベルの開発計画を策定する下地として作成されたものである。以下では、具体的に X 社という外部者による DUAT 取得をめぐる村落行政と住民の対応を記す。

(1) 事例1：A村

A村は、ナカラ開発回廊と重なる第1級幹線道路上に位置し、幹線道路から700メートルほど入ると綿花栽培区域が開けている。この綿花栽培区域では、前項で述べた X 社が2013年に DUAT を取得している。X 社は当初、450ヘクタールの耕作地の一部を利用して大豆を生産したが、2016年時点ではカシューナッツの栽培に切り替え、苗木を植えている。X 社は A 村の耕作地を将来的には2000ヘクタールにまで拡張する予定であったが、A 村住民の反

対運動によって拡張には至っていない。現在、南アフリカ人農場主がポルトガル語と英語の通訳を兼ねた南部イニャンバネ (Inhambane) 出身のインド系モザンビーク人を農場監督官として、数人のモザンビーク人を雇用し、およそ120ヘクタールを耕作している。

X社の耕作地の拡張が阻まれた経緯は、次のとおりである。まず、DUATの取得のプロセスでは、対象地域にある共同体に対してコンサルテーションを行い、合意を得て、共同体の代表者最少3人、最大9人の署名が必要となる。そこでX社はコンサルテーションを実施する際に、レグロ OMを含む共同体の「代表者」3人のみを招き、彼らの署名を得てDUATを取得した。コンサルテーションの実施は事前にも事後にも住民に周知されることはなく、当該地域が整地される段階になって住民は初めてこの問題を知った。X社による当初の整地は綿花栽培区域の一角であり、それまで同地域で耕作を行っていた者は立ち退いたが、X社の整地は2015年8月に住民が綿花栽培区域ではなく慣習地と認識して永年作物のカシューナッツを栽培してきた領域にまで及び、耕作地をもつ農民を強制的に排除する形で拡張された。この結果、現在、X社農場の農場主住宅・事務所兼倉庫のある土地には生産可能な複数のカシューナッツの成木が残されたまま、周囲は金網で囲われ、外部者の立ち入りは不可能となっている。

こうした強引な拡張が推し進められ、対象地域に耕作地をもっていた住民に対する事前の説明も合意もなかったことから、A村住民はコンサルテーションに招かれた3人の共同体の「代表者」は買収されたと判断している。そのなかにはレグロ OMも含まれていた。土地利用に関して前述したとおり、レグロは、綿花栽培区域であれ、慣習地であれ、土地資源を管理する人物として外部から認識されていることから、コンサルテーションに招かれたものと思われる。X社の開発地域およびその周辺に耕作地をもつ住民らは、この事態に対処するために農民組合、教会組織、NGO組織を通じて郡役場および農場主に訴えた。当初は住民による働きかけは郡レベルで行われたが、そもそも郡役場もX社のDUAT取得を承認している当事者であるため、事態

は好転しなかった。最終的に住民は州政府に陳情し、その後、X社の整地の拡張は停止された。

A村の住民の運動は、X社の整地拡張を阻止するだけにとどまらず、副次的な結果をもたらした。陳情を通じて事態の詳細が州政府に伝えられ、レグロOMが罷免されたのである。なお、この展開のなかで、A村のコミュニティ・リーダー自身もX社による開発対象地域に耕作地をもつ当事者であったが、コンサルテーションには招かれず、村落行政の経路を通じても情報は共有されていなかった。後述するB村のコミュニティ・リーダーと比較するならば、その動員力は極めて低かった。なお、罷免されたレグロはコミュニティ・リーダーとともにFRELIMO支持者であるが、政治的属性が一致し、村落行政における地位が比較的近しくとも情報が共有されることはなく、後者は住民運動に参加し前者を訴えることになった。

(2) 事例2：B村

B村は、5段階に分類されている幹線道路のうち未舗装の第4級道路までおよそ7キロメートルの場所に位置し、A村よりも交通の便が悪い。B村の一部は内戦中には三度RENAMOの武装勢力に襲撃され、家屋が焼き払われている。B村のレグロJJは、2004年に行政に承認され、2005年時点の国家行政省作成の名簿に記載されている。JJはRENAMO支持者であったが2015年に亡くなり、B村レグロの座は同年中に継承された。継承者はFRELIMO支持者である。なお、内戦中のRENAMOによる襲撃と前レグロJJの政治的立場の関係について、住民はレグロJJの管轄領域に居住するものの、FRELIMOを支持していたために標的にされたと認識している。また、B村の現コミュニティ・リーダーは社会主義期のFRELIMOの民衆動員組織(Grupos Dinamizadores)の構成員として他地域から派遣された人物であった。コミュニティ・リーダーは他地域で活動したのち、1997年からB村に配属され、同職を務め、その地位は2003年の共同体諮問評議会の設置にともない、村落行政のなかに法的に位置づけられていると同時に、村落内で高い動員力

を發揮していた¹⁴⁾。

B村では、X社に先立って、ドバイ資本の企業Y社が綿花栽培区域でDUATを取得し、農業生産を行った事例があった。その際、Y社はB村の住民のうち一部の男性と話し合いの場をもち、数人の住民の署名を得て綿花栽培区域でのDUATを申請し、住民とY社のあいだに対立は生まれなかった。Y社による当該地域の利用は2000年から2001年にかけてのことであるから、DUATの取得は共同体諮問評議会によるコンサルテーションが義務づけられる以前の関連法に従ったものである。Y社は村の住民を雇用し、435ヘクタールを耕作して豆 (lentil pea) を生産したが、収量が芳しくなかったためか耕作は初年度のみで現在はなにも生産されていない。

つぎに、A村に進出していたX社がB村の綿花栽培区域で450ヘクタールのDUATを取得し、将来的には800ヘクタールにまで拡張する予定となった。B村におけるX社のDUAT取得の時期は、2013年から2015年のあいだ、つまりRENAMO支持者であるレグロJJの在任期間中である。そして、2015年に農業生産に先行して取水のための井戸の掘削作業が始められたが、その段階でB村の住民から反対運動が起きた。住民が反対した理由は、レグロJJを含むB村のいずれのレベルにおいてもX社による開発に関する情報を与えられていなかったためである。X社はB村と隣接するC村のあいだに位置する綿花栽培区域の一角に対してDUATを申請する際、対象とする土地が属するB村ではなく、C村に対して共同体コンサルテーションを行い、署名を得た。B村住民はC村住民を通じてX社がB村に属する綿花栽培区域で井戸の採掘を始めたという情報を得て、初めて現地を確認し、モナボ郡を管轄する農民組合組織を通じて、当該企業がA村近隣で操業するX社であることを含めた全般的状況を把握した。同時に、A村で住民運動を支援した農民組合を通じて郡行政に対してもX社の進出が不当なものであると訴えた。その後、2016年8月時点で井戸の掘削跡が残るのみではかの整地作業などは行われていない。

(3) 考察

上記の土地紛争の事例からは、次の3つの点が指摘できるだろう。第1に、郡役場という行政組織の中立性の欠如である。村落地で1000ヘクタール以下のDUATを申請する場合、郡役場には、その土地資源あるいはその管理から得られる利益の配分をめぐる、申請者と対象となる共同体を仲介し、両者をつなぐオリエンテーションを行うことが期待される。その経路はどの共同体に対しても同等に設定されるはずである。しかし、実際には、郡役場はA村に対してはこの経路を開いた一方で、B村に対してはこの経路を設定することを避けた。その理由の1つとして考え得るのは、郡役場は、共同体諮問評議会の構成員として土地資源の管理に関する慣習法を司るB村のレグロJJがRENAMO支持者であることに起因して、利益配分の経路の設定自体を拒んだということだ。2012年以降、農村部を中心にRENAMO武装勢力と国軍・警察との武力衝突が散発的に起こる状況に照らせば、この要素は排除できない。この点は、行政機能を村落レベルにまで深化させつつ、中立性を欠いた行政機構が政権与党に与するという実態的な集権化が進んでいることを示している。

第2に、村落行政におけるレグロの代表性に関する問題である。利益配分の経路が設定されたA村での土地法の運用の事例では、共同体諮問評議会のうちDUAT申請に必要とされる最少人数が非公開でこの経路にアクセスした。この時点でレグロOMを含め、制限された経路にアクセスした人物は共同体の利益を代表しておらず、さらにDUAT申請に対して彼らの下した判断は慣習的な土地保有を認める慣習法に従ったものではなかった。土地法の運用という文脈のなかで、レグロは慣習法の執行者であることによって正当性を与えられているが、A村の事例ではその役割を果たさず、慣習法の執行者としての立場だけを利用して個人的利益を得ていた。1997年の土地法が慣習法をとり入れたことで実現されたのは、慣習地の保護よりもむしろ村落社会と行政の密接な接合であった。

第3に、レグロとコミュニティ・リーダーとの関係性からはFRELIMOの

意図がうかがえる。レグロが FRELIMO 支持者である A 村の場合には、コミュニティ・リーダーの動員力は弱い、レグロが RENAMO 支持者である B 村の場合には、コミュニティ・リーダーの動員力は強力であった。B 村のコミュニティ・リーダーが B 村出身ではなく、1997年、すなわち1998年の第1回地方選挙と1999年の第2回国政選挙直前に他地域から B 村に派遣されたことにかんがみると、RENAMO 優勢の地域で RENAMO 支持者であるレグロと競合し、住民の FRELIMO に対する支持を獲得すべく、動員力のある人物を配置する積極的な戦略であったと考えられる。こうしたコミュニティ・リーダーが2000年代にレグロとともに「共同体権威」として承認され、給与が支給されていることは FRELIMO の支持を拡大するための功労に対する報酬ととれるだろう。

むすびにかえて

モザンビークの1997年の土地法は、慣習法を先進的に適用し、国民に開かれた討論を経たという参加型のプロセスを含めて国内外から高い評価を得てきた。しかし実際には、ほかのアフリカ諸国と比べても大規模なランドGrabが発生し、その後も主要ドナーからの外的要請を受けて法制度のさらなる改編と村落地の境界画定が進められている段階である。手続きの効率化を求める法改正と性急な運用が迫られる一方で、運用に際して浮き彫りになるのは、「伝統的権威」の承認や、村落行政機構の整備といった、一見すると民主化後の包括的な地方分権化プログラムのなかに埋め込まれていた要素によって進む集権化の実態である。

まず、土地法の成立当初、国際的な潮流に照らして先進的と評された慣習法の採用に対する評価は再考されるべきだろう。なぜならば、本章で指摘したとおり、モザンビーク国内の政治力学に照らせば、1997年の土地法に慣習法を取り入れた FRELIMO の政治的動機は、FRELIMO 政権の影響力が極め

て強い国家の行政機構と村落社会とを接合することにあつたからである。この動機に基づき、FRELIMO 政権は、土地関連法の立案と同時期に矢継ぎ早に村落行政機構にかかわる法整備を行った。そこでは村落行政の担い手としてレグロやコミュニティ・リーダーを「共同体権威」という末端行政職として据え直し、権限を与え、給与を支給して直接的に政府から経済的資源を分配した。これによって FRELIMO 政権は国家と新たに設けた村落行政機構を強力に結び付け、上意下達の国家行政機構の構築を貫徹させたのであった。

さらに、その結果として FRELIMO と RENAMO の対立は村落社会にも波及し、土地資源の管理さえもしばしば RENAMO 支持者を排除する形で行われている。こうした実態的な集権化は、現 FRELIMO 政権の意図するところである。このような政権の意図に照らせば、モザンビークにおいて村落地の土地権の強化が住民の必要とする土地資源の保護につながるとは言い難く、むしろ、現状は対象地域の人々の土地に対する権利を不安定化させている。それは翻ってローカルなレベルから国政に至る政治権力構造に組み込まれた対立を先鋭化させる。

社会的に正当であると思われてきたものを国家が承認する場合には、社会の国家に対する評価は高まり、国家と社会の関係は安定するだろう。それとは逆に、国家が承認するものが明らかに特定の政治性を帯びる場合、国家に対する社会の評価は低下し、不満は噴出する。当然ながら社会による評価の低下は国家・社会関係の安定性に資するものではなく、今日のモザンビークの情勢を不安定化させる一因となっている。しかし、近年の FRELIMO 政権はその情勢の不安定化をむしろ RENAMO を一掃する好機ととらえてきた。つまり、それは民主化に伴う複数政党制の導入以来、FRELIMO 政権が国家権力を掌握するために進めてきた戦略の一環にほかならない。国際的な潮流にのっとり導入された1997年土地法ではあるが、政策立案者らの元来の意図とは離れ、それが導入されるモザンビークでは、FRELIMO 政権の性質によって政策自体が国内の政治資源として活用されてきたのである。

〔注〕

- (1) 都市部の土地資源の管理は、1994年の「地方自治体法」(Lei dos Distritos Municipais, Lei n°. 3/94) によって特定地方自治体の業務として定められ、2006年に「都市土地細則」(Regulamento do Solo Urbano, Decreto n°. 60/2006) が設けられている。本章では農村部を対象とした関連法のみを分析の対象とする。
- (2) モザンビークの行政単位は第1節の図6-1に示すとおり、州 (provincia), 市 (município), 郡 (distrito), 区 (posto administrativo), 区は都市部もしくは農村部であるかによって地区もしくは村落 (localidade) に分割され、それらはさらに集落 (bairro/regulado/povoação) に分割される。1997年土地法の定義によれば「共同体」(comunidades) とは、そのうち村落 (localidade) もしくはより小規模な領域で、居住地、農地、森林、文化的重要地、放牧地、水源および開拓地の保全を通じて、住民にとっての公共の利益を保護し、生活する世帯および個人の集団である (1997年土地法第1条) (網中 2016)。
- (3) 原語表記には、使用を意味する “uso” のみならず、活用を意味する “aproveitamento” が併記されているが、本章では便宜上「用益」と訳す。なお、DUAT 自体は、都市部・農村部を問わず土地用益権およびその証書を示す。
- (4) レグロは、ポルトガル語で「小国の王」を意味する。植民地支配下の1907年の行政改革では、アフリカ人「原住民」を対象とした行政区分レジエドリアが設けられ、その長としてレグロが植民地政府によって任命された (Serra 2014, 59)。植民地期から社会主義期を経て民主化に至るまでの「伝統的権威」の社会政治的立場の変遷については網中 (2016) を参照されたい。
- (5) たとえば、2014年10月時点でナンブラ市では326人のコミュニティ・リーダーが登録されているが、その9割が独立解放闘争もしくは内戦でFRELIMOあるいは国軍として従軍した退役軍人や元除隊兵士である (Verdade 2014)。
- (6) 代表的な事例として、カボ・デルガド (Cabo Delgado) 州パルマ (Palma) 郡における液化天然ガス加工施設建設用地7000ヘクタールのDUAT取得をめぐる問題がある。この事例は、今後のモザンビークの経済成長を牽引する一大産業でありながら、共同体コンサルテーションの過程で住民との対立を引き起こし、プロジェクトの大幅な遅延の一因となっている (Centro Terra Viva 2015)。
- (7) とりわけ2006年から全国の各郡に配分されている地方交付金「郡開発基金」(Fundo de Desenvolvimento Distrital: FDD) の郡内での配分をめぐる、共同体諮問評議会がその対象案件の採択を審議し、決定する役割も担うことから多くの批判がある。
- (8) G 8 New Alliance for Food Security & Nutrition. n.d. *Cooperation Framework*

- to Support the New Alliance for Food Security & Nutrition in Mozambique* (<https://www.new-alliance.org/sites/default/files/resources/Mozambique%20Coop%20Framework%20ENG%20FINAL%20w.cover%20REVISED1.pdf> 2017.2.20アクセス).
- (9) USAID. 2015. “United States and Brazil Expand Partnership to Promote Food Security in Mozambique” (<https://www.usaid.gov/news-information/press-releases/jul-1-2015-united-states-and-brazil-expand-partnership-promote-food-security> 2017.2.20アクセス).
- (10) これ以外のプランテーション型の土地利用状況についてみると、州内沿岸のアンゴシェ (Angoche) 郡のサイザル麻加工工場が独立以来閉鎖されていたが国際価格の上昇にともない2000年に再開され、2003年にはモノボ郡のプランテーションが再開された。2010年時点でその合計耕作面積は8498ヘクタールである (INE 2012)。
- (11) 同報告書は、1997年土地法の立案にもかかわったウイスコンシン大学土地保有センター (Land Tenure Center) が1994年から1996年にかけてモノボ郡を含むナンブラ州およびカボ・デルガド州の綿花栽培地域521世帯を対象として小農の土地所有権に対する認識に関する調査をまとめたものである。同報告書では、小農が綿花栽培区域の土地割当は変更される可能性があるリスクを認識している一方で、契約書の有無にかかわらず、長年にわたる栽培契約の期間中に土地の用益権が自らに属すると認識して契約解除に際して合意に至らず、土地紛争が発生することも指摘されている。
- (12) 以下、出典の言及がないかぎり、2016年8月にグループおよび個人に対して実施した聞きとり調査を基にしている。
- (13) ムエネはモザンビーク北部の主要民族言語マクア語 (Makua) で首長を意味する。ムエネは、植民地行政の任命したレグロとは別のものであり、地理的境界で画定される領域と住民の土地の分配とそれに関する紛争、離婚といった問題の解決、儀礼を慣習法のもとで司る。ムエネの地位は母系相続によって母方のオジからオイへ受け継がれ、男性であることが多いが、女性であることもある。ムエネの下位の地位ピアムエネ (piamuene) にはそのオバもしくは年長の姉がつき、女性に関する問題や特定の儀礼をとり仕切る。そのほかにムエネを補佐する組織として領域内の支配的な家系を代表すると同時に、祖母を同一にする世帯主から構成される合議の場がある。しかし、この組織も、レグロを含む「共同体権威」ならびに共同体諮問評議会とは全く別のものである。
- (14) B村のコミュニティ・リーダーの動員力の高さは、調査時の村民の動員規模、集会の運営の手際の良さに顕著に表れていた。2つの調査村での聞きとり調査ではコミュニティ・リーダーを通じて調査の実施を村民に周知し、集団・個人インタビュー対象者を募り、集会の開催を事前に依頼していた。ど

ちらの村でも調査の実施初日は平日の同時帯であったが、初日にコミュニティ・リーダーの呼びかけに応じた村民の人数はA村で5人、B村では43人であった。調査村の立地に照らし、第1級幹線道路沿いに位置するA村住民が農業以外の雑業で多忙であった可能性を差し引く必要はあるものの、その数に大きな差がでた。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 網中昭世 2016.「モザンビークにおける土地政策の変遷」武内進一編『冷戦後アフリカの土地政策——中間成果報告』アジア経済研究所 69-95 (http://www.ide.go.jp/library/Japanese/Publish/Download/Report/2015/pdf/B101_ch02.pdf 2017.2.20アクセス).
- 2017.「モザンビークにおける政治暴力発生のメカニズム——除隊兵士と野党の役割——」『アフリカレポート』55 5月 62-73 (<http://hdl.handle.net/2344/00048900> 2017.06.19アクセス).
- 井上泰子 2016.「REDD+『ランドスケープ・アプローチ』とアフリカの土地をめぐるオバマ政権期の情勢——モザンビーク『土地なし農民ゼロ』法の攻防——」『国際農林業協力』39(3) 9-27.
- 武内進一 2015.「アフリカの国家建設と土地政策」武内進一編『アフリカ土地政策史』アジア経済研究所 255-269.
- 船田クラセンさやか 2007.『モザンビーク解放闘争史——「統一」と「分裂」の起源を求めて』御茶の水書房.

<外国語文献>

- AIM (Agência de Informação de Moçambique). 1997. *AIM New Report*, No.114. (<http://www.poptel.org.uk/mozambique-news/newsletter/aim114.html#story6> 2017.2.20アクセス).
- Burr, Kendall. 2005. "Note: The Evolution of the International Law of Alienability: The 1997 Land Law of Mozambique as a Case Study." *Columbia Journal of Transnational Law* 43(3): 961-997.
- Centro Terra Viva. 2015. *Avaliação jurídica independente aos processos de licenciamento dos projectos minerais e de hidrocarbonetos*. Maputo: Centro Terra Viva. (<http://www.oam.org.mz/wp-content/uploads/Avaliacao-Juridica-Independente-aos-Processos-de-Licenciamento-dos-Projetos-Mineiros-e-Hidrocarbonetos-.pdf> 2017.2.20アクセス).

- de Renzio, Paolo and Joseph Hanlon. 2007. "Contested Sovereignty in Mozambique: The Dilemmas of Aid Dependence." Managing Aid Dependency Project GEG Working Paper 2007/25. Oxford: Department of Politics and International Relations, University College Oxford.
- Dinerman, Alice. 2001. "From 'Abaixo' to 'Chiefs of Production': Agrarian Change in Nampula Province, Mozambique, 1975-87." *The Journal of Peasant Studies* 28 (2) January: 1-82.
- Forquilha, Salvador Cadete. 2010. "Governança distrital no contexto das reformas de descentralização administrativa em Moçambique." em *Desafios para Moçambique 2010*, organizado pelos Luís de Brito, Carlos Nuno, Castel-Branco, Sérgio Chichava, António Francisco. Maputo: IESE (Institute de Estudos Sociais e Económicos).
- INE (Instituto Nacional de Estatística). 2001. *Censo Agro-Pecuário 1999-2000*. Maputo: INE (http://www.instepp.umn.edu/sites/default/files/product/downloadable/Mozambique_1999-00.pdf 2017.2.20アクセス).
- 2006. *Anuário estatístico 2005*. Maputo: INE.
- 2007. *Anuário estatístico 2006*. Maputo: INE.
- 2010. *Indicadores socio-demográficos distritais: Província de Nampula*. Maputo: INE.
- 2011. *Censo agro-pecuário 2009-2010*. Maputo: INE (http://www.fao.org/fileadmin/templates/ess/ess_test_folder/World_Census_Agriculture/Country_info_2010/Reports/Mozambique_2010CAP_VF.pdf 2017.2.20アクセス).
- 2012. *Estatística do distrito Monapo, Novembro 2013*. Maputo: INE.
- 2013. *Anuário estatístico 2012*. Maputo: INE.
- 2014a. *Anuário estatístico 2013*. Maputo: INE.
- 2014b. *População projectada por distritos: Nampula 2007-2040*. Maputo: INE. (<http://www.ine.gov.mz/estatisticas/estatisticas-demograficas-e-indicadores-sociais/populacao/projeccoes-da-populacao> 2017.2.20アクセス).
- 2015a. *Anuário estatístico 2014*. Maputo: INE.
- 2015b. *Relatório final do inquérito ao orçamento familiar - IOF2014/15*. Maputo: INE.
- 2016. *Anuário estatístico 2015*. Maputo: INE.
- Kloock-Jenson, Scott. 2000. "Locating the Community: Administration of Natural Resources in Mozambique." Working Paper No.32. Madison: Land Tenure Center (<http://nelson.wisc.edu/ltc/publications/index.php> 2017.2.20アクセス).
- Kloock-Jenson, Scott, John Bruce, and Susana Lastarria-Cornhiel. 1998. "Análise do projecto dos re regulamentos para a Lei de Terras em Moçambique: A necessidade

- de se ser mais específico.” Maputo: Land Tenure Center (http://pdf.usaid.gov/pdf_docs/pbaaa750.pdf 2017.2.20アクセス).
- MAE (Ministério da Administração Estatal). 2005. *Perfil do Distrito de Monapo Província de Nampula*. MAE (<http://www.nampula.gov.mz/informacao/perfil-dos-distritos/Monapo.pdf> 2016.8.6アクセス).
- MINAG (Ministério da Agricultura). 2008. “Estratégia da revolução verde em Moçambique.” documento aprovado na XXVI Sessão do Conselho de Ministros do dia 2 de Outubro de 2007 (<http://www.fda.gov.mz/> 2017.2.20アクセス).
- . 2011. *Plano estratégico para o desenvolvimento do sector agrário: PEDSA 2011-2020*. Maputo: MINAG (<http://www.open.ac.uk/technology/mozambique/sites/www.open.ac.uk.technology.mozambique/files/pics/d130876.pdf> 2017.2.20アクセス).
- MITADER (Ministério da Terra, Ambiente e Desenvolvimento Rural). 2016. *Agriculture and Natural Resource Landscape Management Project: Environment and Social Management Framework: ESMF*. Maputo: MITADER.
- MNRC (Mozambique News Reports and Clippings). 2015. “Renamo proposal for provincial autonomy.” No.282, 19 March (<http://www.open.ac.uk/technology/mozambique/news-reports-2015-0> 2017.2.20アクセス).
- Muianga, Carlos. 2015. “Dinâmicas actuais de aquisição de terra para investimento em Moçambique: tendências, escala, factores, actors e questões para análise.” em *Desafios para Moçambique 2015*, organizado pelos Luís de Brito, Carlos Nuno Castel-Branco, Sérgio Chichava, Salvador Forquilha, e António Francisco. Maputo: IESE, 201-221.
- Oakland Institute. 2011. *Understanding Land Investment Deals in Africa-Country Report: Mozambique*. Oakland: Oakland Institute. (https://www.oaklandinstitute.org/sites/oaklandinstitute.org/files/OI_country_report_mozambique_0.pdf 2017.2.20アクセス).
- Orre, Aslak e Salvador Cadete Forquilha. 2012. “Uma iniciativa condenada ao sucesso: o Fundo Distrital dos 7 milhões e suas consequências para a governação em Moçambique.” em *Moçambique: descentralizar o centralismo? Economia política, recursos e resultados*, organizado pelos Bernhard Weimer. Maputo: IESE, 169-196.
- Pitcher, M. Anne. 1998. “Disruption without Transformation: Agrarian Relations and Livelihoods in Nampula Province, Mozambique 1975-1995.” *Journal of Southern African Studies* 24(1) March: 115-140.
- Serra, Carlos Manuel. 2014. *Estado, Pluralismo e Recursos Naturais*. Lisboa: Escolar Editora.

- Strasberg, Paul J. and Scott Kloock-Jenson. 2002. *Challenging Conventional Wisdom: Smallholder Perceptions and Experience of Land Access and Tenure Security in the Cotton Belt of Northern Mozambique*, Working Paper No.48. Madison: Land Tenure Center, University of Wisconsin-Madison.
- Tanner, Christopher. 2002. "Law-Making in an African Context: The 1997 Mozambican Land Law." *FAO Legal Papers Online* 26 (http://www.fao.org/fileadmin/user_upload/legal/docs/lpo26.pdf 2017.2.20アクセス).
- Tanner, Christopher and Marianna Bicchieri. 2014. *When the Law is Not Enough: Paralegals and Natural Resources Governance in Mozambique*, FAO Legislative Study 110 (<http://faolex.fao.org/docs/pdf/moz104298.pdf> 2017.2.20アクセス).
- USAID (U.S. Agency for International Development). 2007. "Land Use Rights for Commercial Activities in Mozambique." (<http://www.tipmoz.com/land> 2017.2.20アクセス).
- Verdade. 2014. "Líderes comunitários exigem salários em Nampula." *Verdade*, 1 de Outubro (<http://www.verdade.co.mz/economia/49355> 2017.2.20アクセス).

* INE 2001, 2011以外の報告書については、以下の国立統計局ウェブサイト (<http://www.ine.gov.mz/>) で入手可能である。

